

返戻金制度に関する事項

求人者の方が本所に対して紹介手数料をお支払いになった場合、採用決定者の自己都合による退職または採用決定者の重大な過失を原因とする解雇によって雇用契約が終了したものについて、本所は求人者の方に対し、紹介手数料を次のとおり返還する返戻金制度を設けています。

1. 勤務開始後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の 100% (消費税別途)
2. 勤務開始後 1 か月以上 3 か月以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の 50% (消費税別途)
3. 勤務開始後 6 か月以内に雇用契約が終了した場合 紹介手数料の 30% (消費税別途)

株式会社エスネットソリューション